

『奈良県被災宅地危険度判定士養成講習会』のご案内

被災宅地危険度判定は、大規模な地震や豪雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握し、危険度の判定を行うことによって、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を図ることを目的としています。

本県においても、地震または降雨等の災害時の被災宅地の危険度判定の実施に備えるため、平成9年度から被災宅地危険度判定士の養成・登録の維持に向けて取り組んでおり、本年度も危険度判定の実施に必要な知識及び技術を習得していただくための講習会を開催いたします。

地震または降雨等の災害による被災宅地の危険度判定に協力（ボランティア活動）していただける方については、この機会に是非受講され「被災宅地危険度判定士」として県登録を受けていただきますようお願いいたします。

主 催：奈 良 県

1. 日時及び場所等

日時：令和7年11月25日（火）13：45 ～ 16：30（受付は13：30より）

場所：奈良公園バスターミナル レクチャーホール（奈良県庁舎 東隣）
（奈良市登大路町76 TEL 0742-81-3151）

※ 公共交通機関のご利用をお願いします。

2. 受 講 資 格

奈良県内に居住又は勤務先の所在地を有し、かつ次の要件のいずれかに該当する者。

- 1) 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条各号又は都市計画法施行規則第19条第1号イからチのいずれかに該当する者。（様式第2号裏面参照）
- 2) 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者。
- 3) 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、知事が認める者。
- 4) 建築士法による二級建築士として4年以上の実務の経験を有する者又は建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者若しくは二級施工管理の資格を有した後、5年以上の実務経験を有する者など、前各号と同等以上の知識及び経験を有する者として知事が認める者。

3. 受 講 料

無料

4. 申 込 方 法

奈良県建築安全課ホームページより、「被災宅地危険度判定士登録申請書（様式第1号）」及び「資格要件申告書（様式第2号）」又は「実務経験証明書（様式第3号）」をダウンロードいただき、必要事項を記入のうえ、必要な添付書類を添えて、申込先に メール送付 又は 郵送、もしくはご持参ください。

提出書類の記載内容及び添付書類に不備がある場合には、受講できない場合がありますので十分ご注意ください。

5. 申込様式ダウンロード先

奈良県建築安全課ホームページ
(<https://www.pref.nara.jp/1686.htm>)



6. 申込期日

令和7年11月14日(金)

(定員は80名です。定員になり次第、締め切らせていただきます。
定員に達したために、受付できなかった場合は、担当から電話にて連絡させていただきます。)

7. 講習日程

時 間	内 容
13:30 ~ 13:45	(受 付)
13:45 ~ 13:50	開講挨拶
13:45 ~ 15:10	判定士の業務内容及び被災宅地判定技術について
15:10 ~ 15:20	(休 憩)
15:20 ~ 16:10	調査票記入の実習
16:10 ~ 16:20	質疑応答
16:20 ~ 16:30	被災宅地危険度判定士登録手続きについて

8. そ の 他

登録される方は、受講後に会場において、「奈良県被災宅地危険度判定士」として登録の手続きを行っていただきますので、以下のものをご持参下さい。

- ・最近6ヶ月以内に撮影した写真 1枚
※縦3cm×横2.4cmのカラー写真(無帽、正面、顔の判別ができるもの。)
※裏面に氏名をご記入ください。

申込先・問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30
奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局
建築安全課監察・盛土企画係 堀
E-mail kenchiku@office.pref.nara.lg.jp
TEL 0742-27-7564(直通)